

障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所の指定取消処分

1. 事業所の概要

- ・事業所名 グリーンキッチン
- ・サービス種別 就労継続支援B型
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(以下「障害者総合支援法」と言う。))
- ・事業所所在地 兵庫区中道通1丁目2番11号 金城ビル2F
- ・運営法人 特定非営利活動法人 Lien絆（リヤンきずな）
(理事長 新西 サトミ)
(所在地：事業所所在地と同じ)
- ・事業開始年月日 平成30年1月1日

2. 内容

事業所指定の取消し

3. 通知年月日

令和4年3月25日（金曜）

4. 効力発生效年月日

令和4年4月22日（金曜）

5. これまでの経緯

- ・令和2年11月20日 障害者総合支援法に基づく監査を実施
- ・令和2年11月～令和4年1月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・令和4年2月14日 行政手続法に基づく聴聞を実施

6. 取消を行う理由

訓練等給付費の不正請求

令和2年8月から同年11月まで、施設外就労先である長田区内の飲食店において施設外就労を行っていないにもかかわらず、施設外就労を行ったものとして合計934件について約100万円の施設外就労加算を算定し、不正に報酬請求を行った。

7. 根拠法令

障害者総合支援法第50条第1項第五号

8. 事業者に対する経済上の措置

不正請求により受領した訓練等給付費に障害者総合支援法に基づく加算額を加えた約140万円の返還を求める。

(参考資料)

1. サービスの内容

- ・「就労継続支援」(障害者総合支援法第5条第14項)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜(※)を供与することをいう。

※ 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援(同法施行規則第6条の10第二号)

- ・「施設外就労」

事業所が企業から請け負った作業を当該企業内で行う就労支援

2. 処分の根拠法令

- ・「就労継続支援B型」(障害者総合支援法第50条第1項)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第五号 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき

3. 加算額の根拠法令

- ・「就労継続支援B型」(障害者総合支援法第8条第2項)

市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者が、偽りその他不正の行為により訓練等給付費の支給を受けたときは、当該事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。